

平成24年度第2回東京都税制調査会  
議事録

日 時 平成24年11月6日(火)  
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成24年度第2回東京都税制調査会

平成24年11月6日(火) 9:45~11:25  
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【会長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、「平成24年度第2回東京都税制調査会」を開催いたします。

既に皆さん御承知だと思いますが、知事がお辞めになりましたので、関係の方々は大変な思いをなさっているのではないかと拝察いたしております。ただ、この調査会は中間報告を取りまとめるということで進んでまいりましたので、今までの小委員会の御議論を踏まえて、きょう、委員各位に御意見を頂戴して、中間報告(案)をたたき台にしてまとめてまいりたいと思っております。よろしく願います。

本年度は、5月の発足の際に知事から諮問をいただいております。お手元に諮問文を配付しておりますが、「地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関する諸制度」について検討することとされております。

5月以降の検討の結果を中間報告として取りまとめていきたいと考えております。

本日は、お手元の「中間報告(案)」について御審議をいただきます。委員各位の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の調査会で御承認いただければと存じます。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して、新田主税局長に一言御挨拶をお願いいたします。よろしく願います。

【主税局長】 主税局長の新田でございます。

本日、委員の皆様には、大変お忙しい中、また足元の悪い中、本調査会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろより、本調査会の運営に格別の御協力、御支援を賜っております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本年度第2回目の東京都税制調査会の開催に当たりまして、事務局を代表して御挨拶申し上げます。

御案内のとおり、我が国経済につきましては、国の財政が非常に厳しい状況にあるということで、国会において議論が進んでおりますが、いわゆる日本版財政の崖といったようなことも最近言われてきております。大変厳しい綱渡りの状況が続いているかと思えます。

一方、都財政につきましても、昨年度の都税収入が、東日本大震災や海外経済の停滞等によりまして、都政史上初めて4年連続の減となるなど、極めて厳しい異常事態が続いておると認識しております。直近におきましても、欧州債務危機や、それを背景としました中国経済の減速などによりまして、法人の経済活動が非常に厳しい状況が続いております。法人二税への依存度が極めて高い都税収入におきましても、今後とも厳しい状況が続くものと我々は覚悟しております。

しかしながら、このような厳しい状況におきましても、東京都といたしましては、少子・高齢社会を支える医療や福祉の充実、雇用・就業支援、地球温暖化対策、さらには切迫する首都直下地震への備えなど、多くの課題に対しまして的確に対策を進めていく必要があると考えております。

国におきましては、先般、社会保障・税一体改革関連法が成立いたしました。社会保障改革や税制の抜本的なあり方、あるべき姿といった本質的な議論につきましては、今後の課題として残されている状況でございます。

そうした中、懸案の法人事業税の不合理な暫定措置につきましては、抜本的に見直しを行うことが法において明記されたところでございますが、今後、私どももいたしましては、その確実な撤廃に向け、注視を続けてまい

りたいと考えております。

また、地域間の税源の偏在性の問題につきましては、総務省及び全国知事会において、それぞれ議論が開始されております。一部には、地方税による水平的な財政調整を求める意見もございますが、都といたしましては、そうした地方間の税源の奪い合いでは、地方の抱える巨額な財源不足の解決にはなり得ず、あくまでも国と地方の税財政全体を通じた議論が行われるべきであると考えております。

本日、議題に供されております「平成24年度東京都税制調査会中間報告（案）」は、こうした状況を見据えながら、会長、小委員長はじめ、小委員会の委員の皆様にご多くの時間を割いて御議論いただき、取りまとめをいただいたものでございます。心から御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今年度の中間報告の取りまとめに向け、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

**【会長】** ありがとうございます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から御紹介をさせていただきたいと思っております。

**【税制調査担当部長】** それでは、第1回調査会以降に当調査会の委員に就任されまして、本日御出席されている委員を御紹介申し上げます。

東京都副知事の安藤委員でございます。

委員の紹介は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず小委員長である〇〇副会長から「中間報告（案）」について、説明をお願いいたします。

**【副会長】** 本日御審議いただきます「中間報告（案）」は、これもお手元の「東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料にありますとおり、今年度、5回の小委員会を開いて議論を重ねてまいりました。その内容をまとめたものでございます。

それでは、この「中間報告（案）」の詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

**【税制調査担当部長】** それでは、お手元の資料1をご覧くださいと存じます。

「平成24年度東京都税制調査会中間報告（案）の概要」とございます。こちらに沿って、「中間報告（案）」の要点を説明させていただきます。

まず、「第1部 税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」といたしまして、4つの項目をお示ししております。

「1 地方分権の推進」では、税制改革は、地方自治体が自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実を図る観点から行われるべきであること、今後の国から地方への権限の移譲と合わせて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠であるとしております。

「2 財政の持続可能性の確保」では、我が国の財政が危機的状況にある中、公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄を見直すとともに、景気に配慮しつつ、国民の理解を求めることが必要としております。そして、国民の信頼には、負担の公平、課税の適正が確保されていることが重要であるとしております。

「3 時代に対応した『公平』の実現」では、「(1) 少子・高齢化、人口減少社会への対応」におきまして、景気への影響、低所得者層への配慮に留意しながら、働く現役世代に過度の負担を求めず、広く国民が負担を分かち合う制度の構築が必要としております。

「(2) 格差拡大、貧困問題への対応」では、社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、歳出面の充実とあわせ、所得再分配機能の見直しを進め、公平感を高めることが必要としております。

「(3) 活力ある経済社会を目指して」では、企業活動を支える行政サービスのための財源を確保し、歳出面では財源を効果的、集中的に投入していくことが必要であるとしております。

「4 重要な政策課題への対応」では、昨年度の答申を引き継ぎまして、環境重視の考え方を税制に組み込むことが必要であるとしております。また、災害に強い都市づくりにおいて、他の施策、手法との適切な役割分担を行いつつ、財政も求められる役割を果たすべきとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。

「第Ⅱ部 税制抜本改革のあり方」でございます。

ここでは、社会保障・税一体改革と地方税制及び地方財政調整制度についてお示ししております。

「1 社会保障・税一体改革と地方税制」では、今回の消費税率の引上げは、財政健全化に向けた第一歩との位置づけでございますが、一体改革すべき社会保障改革や税制全体を通じた改革は、一部を除き先送りされておりまして、今後、社会保障制度改革国民会議における審議といった検討の際には、社会保障サービスの担い手である地方の意見が十分に反映されるべきであるとしております。

また、行政の無駄を見直すとともに、負担のあり方について国民的な議論を進めることが必要であるとしております。

「(1) 地方消費税・消費税」では、地方消費税は世代間の公平を確保でき、偏在が小さく税収も安定的であり、その充実が評価できるとしております。

地方消費税の使途につきましては、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当であるとしております。

また、消費税率の引上げに当たっては、経済状況を勘案しつつ、行政の無駄を徹底的に見直し、行政に対する国民の信頼回復に向けた取組を進めることが必要であるとしております。

低所得者層への配慮の方策としましては、軽減税率と給付付き税額控除を挙げ、それぞれの課題について引き続き検討が必要であるとしております。

地方消費税の清算基準につきましては、一部にはこれを都道府県間の財政調整の手段にと考える主張もあるようですが、あくまで税収を最終消費地に帰属させるための指標であるとしております。

地方消費税の徴収事務につきましては、現在、国が行っておりますが、これは納税者の負担の軽減や効率性等から合理的であるとしております。

「(2) 今後の主な課題」では、3つの課題を挙げております。

「①地方法人課税」では、法人は、事業活動を行うに当たり公共サービスを受けており、法人二税はそのために必要な財源を賄うものであることから、地方の基幹税の一つとして維持することが適当としております。

「②個人住民税」では、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の税率構造を適用できるようにすることも考えられるとしております。

「③自動車取得税」では、地方の重要な財源であることなどを考慮し、負担の軽減には慎重であるべきとしております。

続きまして、3ページをご覧くださいと存じます。

「2 地方財政調整制度」でございます。

「(1) 地方財政調整の意義」では、地方税の充実、地方消費税の充実などにより行い、税収が安定的で、偏在性の小さい地方税体系を目指すべきであるとし、地方財政調整は全ての国民に一定水準の公共サービスを提供するため、財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠であるとしております。

「(2) 税の偏在とは何か」では、地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、税源の偏在は

調整されており、ことさら税収のみに着目するのは適当ではないこと、また、地方自治体が実施する行政サービスの大きさを考慮に入れる必要もあり、地方自治体の財政力を税収の大きさだけで判断することは適当ではないとしております。

「(3) 地方交付税制度のあり方」では、地方交付税制度が持つ財源保障及び財源調整機能を適切に発揮させていくことが重要としております。

「(4) 地方税と地方財政調整制度を巡る論点」では、税収格差の本質的な解決のためには、税収のパイを拡大し、必要な財源を確保することが必要であるとしております。

「(5) 地方法人特別税と地方法人特別譲与税」では、地方自治体の自主財源である法人事業税を税の理論を超えて財政調整の手段として用いたものであり、確実に撤廃し地方税として復元すべきであるとしております。

「(6) 地方譲与税の譲与制限」では、地方交付税制度の平準化機能があるにもかかわらず、地方交付税の不交付を理由として地方譲与税の譲与制限を行うことは、二重の財政調整であり、廃止すべきであるとしております。

続きまして、最終ページ、4ページをご覧いただきたいと存じます。

「第Ⅲ部 その他の検討事項」でございます。

「1 公平な徴収を担保する仕組み」といたしまして、「(1) 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収」では、税制及び税務行政が国民の理解を得るためには、負担の公平や課税の適正が確保されていることが重要として、税制に対する国民の公平感を高めるため、滞納整理の推進や所得捕捉の適正化など一層の取組が必要としております。

「(2) 番号制度」については、国民への十分な説明と、実効ある個人情報保護対策が不可欠であり、その実施に当たっては、国は、地方自治体と十分に協議し、その意見を反映させていくべきとしております。

「(3) 租税教育」では、子どもから社会人に至るまで、段階に応じた継続的な租税教育が必要であり、これにより、租税に対する関心や理解を深め、納税者としての自覚を身につけることが重要であること、また、租税教育には、課税側の論理だけでなく、納税者の視点も取り入れるべきとしております。

「2 これからの固定資産税制」でございます。

「(1) 少子・高齢社会における固定資産税制」では、持家世帯の高齢化が進む中、リバース・モーゲージを固定資産税納税の一形態として、自治体を中心となって充実させていくことも考えられるとしております。

「(2) まちづくり等への活用のあり方」では、税制面から住宅の不燃化促進を図ることについて検討を行うべきとしております。また、特に危険性の高い木造住宅密集地域において、老朽空き家を除却し空地化した場合、事業部門が行う各種施策に加えて税制上の支援策も今後検討の必要があること、一方、老朽空き家解消のため、住宅用地に係る税制の軽減措置を縮小すべきとの意見もあるが、慎重な検討が求められるとしております。

「(3) その他の課題」では、固定資産税制度が、簡素で納税者にわかりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討を行うことが必要としております。また、地価下落に伴い基準年度後に土地評価額を修正する特例制度を恒久措置とすることも考えられるとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、小委員長のお立場で、〇〇副会長から何か補足することがあればお願いいたします。

【副会長】 この「中間報告(案)」に書かれていることはもちろん、いずれも重要なことでございます。ただ、今年は検討事項の第1として、「直面する税制上の諸課題に関すること」が掲げられておりますので、やはり社会保障・税一体改革が議論の大きな焦点になったことが特徴かと思えます。

さらに、それと関連して、先ほど局長からも御発言がございましたとおり、地方法人特別税の取扱いということもこの一体改革とあわせて焦点となってきておりますので、それについての議論もかなり行われたということでございます。今年度の議論の特徴は、そういうところであると考えております。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、「中間報告（案）」は3部構成でございます。

1部は「税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」、2部は「税制抜本改革のあり方」、3部は「その他の検討事項」となっております。3部構成になっておりますが、相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと思っております。

どなたからでも構いませんので、御質問、御意見のある委員は御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、〇〇特別委員、お願いします。

**【特別委員】** 特別委員の〇〇でございます。

すみません、4点お伺いしたいと思っております。

1点目は、最初の地方分権の推進ということで、この文言には書かれていないけれども、恐らく検討されたのだらうと思うのですが、4ページの上に、地方の事業費の多くが国から地方への移転財源によって賄われている現状では、住民にとって受益と負担の関係が不明確であり、地方自治体のコスト意識が希薄となって歳出削減のインセンティブが働きにくい。その上で、地方自治体の課税権や住民が受ける公共サービスについての受益と負担の関係などを踏まえ、権限の移譲と合わせてその権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠であると書かれております。

恐らく税という考えだけでこれを論じていくと全体が見えないというか、今、盛んに議論が始まっていますけれども、道州制の議論、いわゆる国の役割、州の役割、今でいうと都道府県の役割、基礎的自治体の役割。はっきり言って、1つの事業をやるにしても三重行政になっているわけです。国が例えば50%お金を出し、東京都が25%お金を出し、基礎的自治体が25%お金を出すという。どうしてもどこか1つ欠けると、特に一番現場を預かっている基礎的自治体は事業が進まないという問題が出てきたりして、これがころころ国の政権が変わるたびに国の予算がつかない、その分、都が頑張ったりするとかいう実態が、例は挙げませんが、幾つもあるわけです。

そういう中で、地方分権の推進という税の議論をするときに、道州制というこれからの今の流れ、この辺のところも視野に入れて議論されたのか。されたのであれば、どういうことを検討していかれたのかということもまず1点目でお聞きしたいと思っております。

2点目ですが、重要な政策課題への対応ということで、環境重視の社会経済を構築。これは本当に理想論で、大事な点だとは思いますが、1年半前の3.11以降、エネルギーの依存割合、供給の側面から考えたときに、大飯原発は動き出しましたが、原子力発電所が今ほとんど止まっています。世の中の多くの人は、再生可能エネルギー、再生可能エネルギーとおっしゃるのですが、再生可能エネルギーは日本全体で見てもまだ全体で0.6%という供給割合で、大部分が、いわゆる火力発電所に依存しているわけです。しかも、老朽化した火力発電所、廃炉寸前だった火力発電所、五井や鹿島などといった火力発電所も今フル稼働してやっているわけです。

また、タイからも一時簡易な火力発電所を借りてきたとか、いろんな方策をとってエネルギーを供給して、78%近くは火力発電所に依存しているのですが、そういう中で24年度から石油石炭税にCO2排出量に

応じた税率を上乗せする地球温暖化対策のための課税の特例が設けられたのですが、この時点でこれに踏み切っていくと、その前のところでは活力ある経済社会を目指してと展開されているのですが、今、日本の経済社会というのは、特にエネルギーの問題で大変厳しい状況に追い込まれていて、電力の値上げ問題も踏まえて、特に中小企業はかなり厳しい状況に追い込まれています。

そういう中で東京から積極的に、いわゆる環境重視の課税という考え方をこの時点で踏み込んでいくことが本当に必要なか。もっと言えば、ある程度再生可能エネルギーの依存割合が増えてきたような段階で言ったほうがよいのではないかと。こういったところをどう検討されて環境重視の社会経済構築という課税の問題に踏み込まれたのかという考え方を2点目にお聞きしたいと思います。

3点目は、34ページからのまちづくり等への活用のあり方ということで、私は大賛成でありまして、特に35ページの「木密地域不燃化10年プロジェクト」の密集地域の問題を取り上げながら、下で空き家対策の問題を取り上げてくれました。これは我が党も代表質問でこの問題は取り上げたのですが、現場はこれをしていくに当たって、空き家になったときの固定資産税をかけられると、非常にきつい。せっかく木密不燃化プロジェクトにどんどん積極的に協力していこうとしているにもかかわらず、更地にした場合で固定資産税負担が増えるというのは非常に困るとい現場の声がありまして、ここでは軽減という言葉が使われているのですが、私はむしろこういった都が積極的に推進するプロジェクトの対象地域については免除ということまで踏み込んでいいのではないかと考えていますが、これについての御意見等いただければと思います。

最後、4点目ですが、34ページの上のところ、もっと言えば33ページの少子・高齢社会における固定資産税制という考え方を取り上げられているのですが、特に武蔵野市がやったリバース・モーゲージは、土屋市長の時代に導入されたと思います。ここで理由として、親族の反対などの理由からということが書かれているのですが、私の認識では、資産価値が減少したために、借り入れる額が減ってしまった。あまりリバース・モーゲージをやる意味がなくなっているのではないかと認識をしていたのですが、それを今後さらにリバース・モーゲージを自治体を中心となって充実させていくことも考えるというのは、今、うまくいっていない制度を、なぜあえてここで積極的に取り上げられているのかという4点についてお伺いしたいと思います。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、小委員長からお願いします。

**【副会長】** 4点、御質問をいただいております。

最初に、道州制にかかわる議論をこの小委員会でやってきたかという点でございます。確かに、いわゆる地方分権ということを考えれば、今、〇〇特別委員がおっしゃられたとおり、税制だけではなく補助金システムとの関連でプロジェクトやいろいろな事業が行われているわけです。それとあわせて問題にしなればいけないのはそのとおりなのですが、今回、道州制ということについては、特別に小委員会の中で議論を重ねてきたということではございません。これについてもいろいろな御意見はあるかと思うのですが、少なくとも今回の小委員会で作成した中間報告の取りまとめの段階では、そういう議論の結果ではないということをおきたいと思っております。

2点目の環境重視という点でございます。

御存じのとおり、都税調の前期の答申は、環境問題を非常に大きく取り上げたわけでございます。前期の答申で3年間、まさにエネルギーを投じて掲げたわけございまして、もちろん、その間に東日本大震災があったわけですから、そこである程度の軌道修正も行ったわけですが、その路線が消えてなくなったわけではございません。

ただ、今年度に関しましては、あくまでも新規の中間報告ということでございまして、環境重視のところについては、昨年の答申の原則を確認したというところでございます。もちろん、国レベルで地球温暖化対策税制という形で、石油石炭税の上乗せという形も取り入れられましたけれども。そういう点で、そこまでは深くは踏

み込んでいないということでございます。これが2番目でございます。

3番目は、まちづくりへの活用ということで、木密地域対策、不燃化プロジェクトということで、これについて固定資産税をどう利用していくかということについてでございます。今、空き家の問題も御発言がございましたとおり、議論の内容は34～36ページにかけて、いろいろな意見が出されたものをバランスをとって取りまとめたということございまして、固定資産税の取扱いについては、いわゆる軽減あるいは免除という手法と、逆にある部分については強化という御意見と双方がございまして、両方について書かせていただいた扱いになっております。

少子・高齢化に関して、リバース・モーゲージに関してもいろいろ議論はあったのですが、リバース・モーゲージだけを推進していくべきだと書いたわけではございません。これも1つのやり方として、いろいろな問題はあるかもしれないけれども、それも工夫してさらに使っていくべきだと思いますし、またほかの手法も開発するというものを取り上げていきたいのですが、ただ、ここではまだ積極的な提言というところまでは踏み込んではないということです。

**【会長】** では、どうぞ。

**【特別委員】** これはお願いなのですが、放っておくと道州制の議論も国が主体となってやる、それに結局は最終的に地方が合わせられる形になるので、ぜひとも税制の問題も踏まえた点からも道州制の議論もあわせてやって、これからの国の形の中での税のあり方を東京から発信していただければ大変ありがたいという思いでございます。

私も前期におりましたから、これはやってきたではないかと言われたらそこまでなのですが、ただ、3.11以降、状況が変わってきているということで、経過措置もあってもいいのではないかと。ある程度、日本経済が上向きになる段階、もっと言えば再生可能エネルギーの新たなビジネスもどんどん出てきていますが、再生可能エネルギーの供給割合もある程度上がってきた段階でやらないとかなりきついかなど。ただでさえ、今、中小企業には電気料金の値上げはかなり大きいのしかかってきているということがあるので、その点のところも御検討いただければと思います。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、ほかに。

〇〇特別委員、お願いいたします。

**【特別委員】** 今回の「中間報告(案)」、最初に書いてある地方分権の推進というのは全くそのとおりだと思っているのです。仕事に見合った税の仕組みあるいは財源の確保、これはこれからも充実する、求めていかなければいけないだろうということが1つあるのですが、一方で、もう一つここで地方分権というテーマであるとすれば、東京都として言うべきことは課税自主権の充実と拡大だと思うのです。これは財源が確保されるということ以上に、地方自治体としての税における権限というものを、課税するあるいは課税しないということも含めて考えていくということが地方の課税自主権の拡大だと思っているのです。

それぞれの地域、全国、都道府県津々浦々、生活の実態や産業の実態、それは押しなべて言うと暮らしということになるのかもしれませんが、暮らしの実態がそれぞれ違うということは、その税制がより独自性があるといい、あるいはオリジナリティがあっている、そういう視点で考えれば、課税自主権ということをやむを得ず都税調から訴えるべきであろうと思っているのです。

それとともに、今回、同じ概要の1ページに「4 重要な政策課題への対応」というのがありますが、都政的に言うと、当然、環境、ここに書いてある災害、この2つは都政の重要課題だと思いますので、これはこれで結構かと思えます。もう一つ、都政的に言うと、次に知事にどういう方がなるのかというのは今後のことですが、



行政の継続性ですとか政策の継続性ということから言えば、当然ここはオリンピックの招致とスポーツの振興ということが入ってくるべきだろうと思うのです。

スポーツの問題、これは広く言えば例えば健康づくりとか高齢者の生きがいづくりにも通じるし、また障害者のスポーツというものが、かつては福祉保健局の所管であったものが既にスポーツ振興局になっておりまして、世界的なスポーツの流れというのは、いわゆるリハビリテーションだとか機能回復というスポーツではなくて、障害者の人たちも既に生きがいとしてのスポーツ、趣味としてのスポーツ、人生の充実としてのスポーツ、そういうことになっていると思うのです。ですから、都政の大きな方向性ということを考えれば、ここにスポーツだとかオリンピック招致に向けた税制のあり方というものをしっかりと打ち出していくべきではないかと思っております。

そういう話からすると、概要の2ページに、抜本改革のあり方というところがあるのですが、今後の主な課題のところには地方法人課税や個人住民税、自動車取得税というのがありますけれども、先日、私は財政委員会でも取り上げましたが、ゴルフ場利用税の課税自主権の拡大ということを考えれば、これは今、地方の法定税になっていますので、これは法定税ではなくて法定任意税にさせていただいて、その上で東京都で課税をするかしないかということを考えられる。あるいは地方で考えられるという制度にしていきたいと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思いますと思っております。

さて、その上に今後の税制の抜本改革のあり方の中で、地方消費税と消費税の項目があります。ここでおっしゃっていることはそのとおりだと思いますので結構なのですが、地方消費税と消費税の問題がもう既に日程に載っておりますので、付け加えるとすれば、ここで二重課税の問題をもう一回提起すべきはないかと思っております。例えばガソリンとかたばことか、こういうものについては、かつてからずっと言われているように、二重課税になっている。消費税が増税をされることによって、税制をこれから変えていくわけですから、税の理論からいって二重課税というのは望ましくないわけですので、そこは正していく運動をしていくべきではないかなと思っております。

次の3ページに「(3) 地方交付税のあり方」という項目があります。これは地方財政調整制度という中に入っていますが、地方交付税制度のあり方の中にぜひ追加していただきたいのは、特別交付税の問題であります。地方交付税の中の特別交付税は、災害ですとか不慮の事態に対して支出をしていく国の交付税なのです。昨年、東日本大震災があった後に、平成23年7月1日に、財政委員会で決定して議会でも決定して全会一致で意見書を国に出したときに、地方交付税の中の特別交付税は災害などの普通交付税の算定では捕捉できない特別な事情に対して、財源超過額にかかわらず所要額を交付すべきものということで東京都から国に意見書を出しておりますから、不交付団体である東京都であっても、そうした災害時の被災者の受け入れだとか、そういうことにかかったお金というのは当然国が見るべきはずなのです。ところが、これが見られていない。これは特別交付税で見るべきだということを地方交付税の中に問題提起していただきたいと思っております。これは東京都の中で既に都議会では意見書を出しておりますので、ぜひ入れていただきたいと思っております。

4ページ目の「Ⅲ その他の検討事項」の中に「1 公平な徴収を担保する仕組み」ということで「(1) 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収」というのがあります。捕捉の部分については、本文にも掲載していただいておりますので、かつて勉強会をやったときに、いわゆるクロヨンとかトーゴーサンの問題というのはなかなか取り扱いづらい課題だというお話もございましたけれども、ぜひ捕捉率の情報公開を求めてみたほうがいいのではないかと思っております。捕捉の状況を国民に明らかにすべきだというのは、あつてしかるべきかと思っておりますので、本文にも掲載されておりますが、その部分を強く訴えてみていただいたらどうかと思います。

都政全体の課題の中で防災というのがありますが、〇〇特別委員からもありましたように、防災上の土地の扱い、税金の扱い、固定資産税の扱いというのは大事なことだと思います。

1点抜けているかなと思いますのは、東京都で今積極的にやろうとしておりますのは、緊急輸送道路の沿道建物の耐震化であります。緊急輸送道路の沿道建物の耐震化は、まだ件数が少ないので今後どういふふうになるかわかりませんが、1つの考え方として、例えば沿道の耐震の検査をした結果、耐震性が低いという建物に耐震補強を施しましたということになりますと、当然その建物がいい建物になったということで固定資産税が上がってしまうのではないかと危険性という懸念があります。

さらに言うと、東京のビル、建物は、近隣と接近しておりますから、耐震補強をやりますと、外付けではなくて中付けの耐震補強になります。そうしますと、中に出っ張りが出てきますから一回り部屋が小さくなるのです。例えばビルのオーナーさんがその部屋を貸そうと思ったら、耐震補強を施す前よりも施した後のほうが狭くなるのです。当然、お金も取れない。しかしながら、そこが固定資産税評価でもし高くなるとすれば、これは都政の政策に協力したことによって逆に税金が上がってしまうという事態が起こるわけです。ですから、こういうことに対して大きな都政の方向性というのがあって、そこに税制がどう絡んでくるのかということを中心に考えていただきたい。先ほどの木密の中の空き家を除却したときに更地になると税金が上がるという制度と、まさに同じことだと思います。都政の政策に協力をした人が損をしてしまう。これでは都政に協力してくれる人がいなくなってしまうと思いますので、ぜひそういう部分をお考えいただきたいと思っています。

不動産取得の無償取得に対する地方税を強化することも考えられるという、これは36～37ページに書いてあるところでございます。不動産の無償取得に対する地方税の強化というのは初めて出てきたかもしませんが、無償取得というのは恐らく相続のことかなと思います。相続税に対しての都税調の扱いというのは、私も発言をしたことがあります。個人的には相続税の問題というのは、都税調でぜひ相続税軽減とか、もっと言えば廃止とかということを提言すべきだと思いますが、いろんな考えの方がいらっしゃるのでもいろんな表現の仕方もあると思います。

しかしながら、不動産の無償取得に対して地方税を強化するというのはどうかという気がいたしております。ですから、書き方も含めて、無償取得に対する税のあり方というのは、書くとすればどうか、あるいは書かないとすればどうかということ再度検討していただけないかと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、これもまた小委員長からお願いします。

**【副会長】** ○○特別委員から7点の御意見をいただきました。

第1点は、課税自主権の拡大ということでございます。もちろん、課税自主権は大変重要でございます。課税自主権ということで、今まで議論されてきたのは、東京都も行ってありますが、例えば超過課税あるいは法定外税ということでございます。逆に一部では、減税を行っている団体もあります。それぞれの得失について議論することが必要だと思っております。

今回、確かにそこについては余り触れていないというのはそのとおりですので、どういう意見が出てくるのかということもありますが、分権にかかわることですので、今後、議論を進めていきたいと思っております。

重要課題の中で、オリンピック招致、スポーツ振興でございます。確かにいまはそこまで踏み込んでいないのですが、都としての重要な施策として掲げられているということでございますので、これを税制の面からどういう形でこの課題に貢献することができるのか、まだこれもあまり議論していないところでございます。今回は中間報告ですので、どういうふうに取り上げられるか、検討させていただきたいと思っております。

3点目の地方消費税とガソリン税、たばこ税の二重課税でございます。地方消費税につきましては、消費税とともに、基本的には財源調達機能を充実していこうということで充実が図られているのだと思います。

もう一つ、ガソリン税あるいはたばこ税といった課税につきましては、もちろん、財源を調達しているもので

もありますが、たばこに関しては消費の抑制という観点も入っている面がございますので、そういうところが、現在においても二重課税に見えるけれども、それはそれで望ましいという考えもあるということで、こういう制度がとられているのかと思います。ただ、そのことについてここではっきり述べているわけではございませんので、その課税のあり方についてどう考えるかということは、地方における消費税全体の問題として来年以降触れていくことができると考えております。

交付税の一部である特別交付税、とくに災害対策あるいは防災事業に関する特別交付税に関して。東京都のような不交付団体であっても例外扱いせずきちんと交付すべきであるということにつきましては、実は地方交付税つまり財政調整制度の話をしたときに、地方譲与税の譲与制限についても触れましたが、これと同じ方向の考え方で考えております。私もそうだと聞いていて思いましたので、どういう形で生かせるか考えさせていただきたいと思います。

捕捉率の情報公開ということでございます。これもどこまで情報公開できるのかというのは今ここで急に申し上げられませんので、どのように書いたらいいかわかりませんが、相談させていただきたいと思っております。

固定資産税に関連して、防災、特に緊急輸送道路の沿道建物の耐震化をして、耐震化工事をする価値が高まって価格が上昇して増税になるのではないかというお話。内側を補強すると狭くなってしまって、逆に大家さんから見ると価値が下がるということになるのではないか。これは評価のやり方、つまり評価方法についての問題の御指摘かと思っております。確かに今、伺いますと、狭くなったことによって、もし家が使いにくくなったのであれば、住宅部分の評価は下がるのではないかと思うのですが、そういうこととのバランスになるかと思えます。そういうことも含めて評価のあり方についての問題提起が必要だという御意見かと思えます。これは別に増税とか減税とかという話ではなくて、評価の適正なあり方ということでございますので、これについての問題提起と受け止めさせていただきましたので、何とか問題提起できればと思っております。

最後の点は、不動産の無償取得に関する地方税。ここは小委員会の中でもいろいろと意見のあるところで、私としても苦心した表現でして、なかなか難しいところがございます。おっしゃられることも意味はよくわかるのですが、ここは考えさせていただきたいというのが正直なところでございます。

【会長】 今いただいた御意見について、小委員会ではここはぜひとも言いたいという御主張があるかと思えますので、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇先生御指摘の37ページ、不動産の無償取得に対する地方税を強化するというのはあまり意味がわからない、具体的ではないということですね。これを具体的に申し上げたのは私です。

どういうことかという、おっしゃるように相続税あるいは贈与税というのがございますけれども、先生もおっしゃるように相続税を意識して書きました。実は、相続税の種類別の相続時の価格を見ると、大体13兆円を超えるぐらいの課税の対象があるのですけれども、その60%が土地です。5%が家屋なのです。半分以上を占める割合。これが東京都の場合どういう状況かという、私ども実務で見ていると、個人の努力で価格が上がったというのはないとは言えません。しかしながら、東京都が区画整理あるいは区が区画整理をしていい立地にした、あるいはそこへ都が都営の地下鉄を通した。そういうような公共的なサービスの提供のために上がっている部分は非常に多いわけです。そう考えると、それ全体が国の財源なのかというそもそもの考え方がございまして、地方のサービスあるいは地方の努力でそういう資産形成に寄与したならば、その部分は仮に東京都とすると、地方自治体に配分すべきではないだろうかということを考えたのです。

強化というのは増税しろという意味ではないのです。地方税として強化をするべきではないか。全部国に取られるのですかという話です。相続税の申告書では、種類別の明細を最後のほうにつけるのです。そこへ土地なら土地に、これは東京都、これは神奈川県、これは埼玉県と地域別の表を1枚つければ、それはどこの県で課税の

対象になるのかというのが一目瞭然でありまして、納税者の負担はほとんどないです。納税者が重課されるわけではない。全部国に入るというものを東京に配分しましょう、神奈川県に配分しましょうという話になるわけで、これは地方消費税の考え方と似ているのかなと思っております。

それでは、東京都だけが相続税が多いか。それぞれ国税局がありますが、東京都は確かに東京国税局の税収に占める相続税の割合は高いです。7.7%あるのです。では沖縄はどうか。あれは国税局と言わないで国税事務所なのですが、その収入は沖縄で上がった税収の7.2%が相続税です。東京は7.7、沖縄が7.2ね。関東信越という長野県まで含めた関東地域で見ても7.6ぐらいです。東京とほとんど変わりがない。そういうことに着目すると、もう少し地方からの発信というのはそういう面では考えるべきではないか。100%の相続税のうち、土地あるいは家屋というものをどこまで入れるかは別にしても、ある程度配慮して、地方の財源にすべきではないか。それはなぜかという、地方のサービスが地価を上げたりサービスの提供をして人がふえたりということになるわけですから、それはちっともおかしくないということを書いていただくように言いました。

【会長】 では、どうぞ。

【特別委員】 今のお話は非常によくわかりました。相続税の総額をふやさないという意味の中で、考え方からすれば分割基準をつけるという話だと思いますので、法人事業税と同じだと思いますから、そういう考え方であれば、それはそれで1つの理屈だと思います。非常に納得できると思います。

私は増やすという意味なのかなと思ったのでどうかと思いましたけれども、当然、地方分があつてしかるべきだという御意見は、私もそう思います。ですから、それほどこの時点で分割基準をつくって、きちっと地方も取ったいと思います。今の相続税の分が増えないという前提でね。

【委員】 援軍が出て非常にうれしいです。3行目、地方税を強化と書いてあるのですが、地方税としてなら、先生は御納得いただけるのではないかと思います。よろしくお願いします。

【会長】 どうぞ。

【委員】 別の件でも意見があるのですが、今の話に関連して、今の〇〇委員の御発想は私も賛成なのです。ただ、それを税制改革という政策に落とし込んでいくときに何が実現可能性があるかということ、国から相続税を地方によこせということよりかは、むしろ国の相続税を減税しながら、地方の固定資産税がほぼ割引現在価値に直して同額になるということになれば、固定資産税でその分は既に課税権を地方は持っているので、固定資産税が事実上増税にはなっているけれども、割引現在価値に直せば同じ額になるということであれば、実質納税者の負担は増えないという形にしたほうが、むしろ実現可能性は高いということになるのかと思います。

もう一点、別の件なのですけれども、地方交付税で特別交付税を活用して震災絡みの費用に関して国が手当てをできないかという話であります。都議会ですらそういうふうにお決めになられたのは、私としても今さら何も申し上げることはないのですが、ただ、これもまた政策の実現可能性という観点から御参考までに申し上げますと、特別交付税というのは、総務省の裁量、恣意性が強いということで既に行政刷新会議でも問題視されていて、特別交付税の割合は相対としては減らすという方向に決めかけたのですが、東日本大震災があったのでその動きが止まっている。

それに加えて、東日本大震災後に震災復興特別交付税という別枠の予算が計上されて震災復興予算の中で計上されている。むしろ、ここに東京都に何らかの配慮ができないか。つまり、地方交付税で不交付団体になっているという状況の算定に乗りながら特別交付税がもらえないかということ言うよりも、その計算方法とは別枠になっている震災復興特別交付税という交付税の一種で震災復興にまつわる費用の部分を国から何らかの形で東京都に弁済してもらえないかという方法は、より現実的には国に働きかける可能性としてはあり得ることかなと思います。

【会長】 〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 震災復興特別交付税のお話というのは、時の政権によって多分変わる話だと思うのです。私たちが言っているのは、恒常的に特別交付税というのはあるわけですから、東京都だって23区に対する財政調整の中で特別交付金があるわけです。それは同じ仕組みだと思います。ですから、恒常的にある仕組みの中できちっと制度として位置づけるという話なのです。特別交付税というものが恣意的なものがあるから減らしていこうという方向があるかもしれませんが、しかし、それはなくならないと思います。それがなくなったら、緊急に対応ができなくなってくると思います。そういう意味では、今ある制度の中できちっと位置づけてほしいということですので、先生と意見が違うかもしれませんが、私は今の制度の中で東京都が不交付団体だからといって、被災者の受け入れでお金を使った、あるいは瓦れきの処理でお金を使った、そういうことに対しての費用弁償は国がすべきだと思います。

【会長】 ほかに何か御意見はございますか。

では、〇〇副会長、どうぞ。

【副会長】 私からは2点ございます。

1点目は、本文中の10ページの石油石炭税のCO2排出量等々に関する部分であったり、あるいは21ページの自動車取得税等に関する部分で、これは両方とも化石燃料等々のCO2の排出を抑制するために、排出側の抑制のために税金を課するという観点で議論をされていると思うのですが、これはこれでいいわけですが、それはこれでいいわけですが、それと同時に、CO2の吸収をさせるということで東京都もいろいろと屋上緑化であるとか、地域の壁面緑化だとか、いろいろな緑化対策を行ったり、あるいは森林等の資源をしっかりと守っていこうという施策をしている中で、その財源として他県では導入している森林環境税というようなことも東京都においては多少考えてもいいのではないかと。

森林を守るだけではなくて、耐震化、震災対策等の中でも、今、街路樹の機能といったものがどういうふうにも効果を果たしているのかといった話もありますが、こういった街路樹を整備していく等々も広い意味では緑を増やしていくということにもつながるので、こういった財源を得るために、東京都が唐突感を持ってやるという話ではなくて、これはお隣の神奈川県でも導入しておりますし、他県でも半数以上の道府県が導入している税金も今後考えてもいいのではないかとということが1点です。

もう一点は、36ページの固定資産税のその他の課題でございます。簡素で納税者にわかりやすい仕組みになるように、そのあり方について検討を行うことが必要である。このこと自体はそのとおりだと思うのですが、前段の理由についての部分で、評価・課税の仕組みが複雑であるなどの問題が指摘されているという前段で、例えば家屋についての行政サービス等の便益が評価額に反映されにくい仕組み。要は、もともと行政サービスの便益が評価額に反映されるのか。

さらに最初のくだりのところでは、固定資産の保有と地方自治体の行政サービスの受益関係に着目した税である。もともと地方自治体の行政サービスからの受益というものは、都民あるいはそれぞれの住民の生活によって受益といったものは決まってくるわけであって、もしこういう書き方をするのであれば、ただ単に固定資産を所有しているからといってどんな受益を受けるのか明らかにすべきだと思います。別に固定資産を保有していなくても受益を受ける場合もあるわけですし、これは当然、賃貸等々によって、投資物件等で持っている物件であれば受益を受けているかもしれませんが、それ以外の部分については、この書き方自体には非常に固定資産税の評価・課税の仕組みが複雑である理由としてはあまり当たらないのではないかと。

それよりも、本来評価・課税の仕組みが複雑であるという問題の中では、特に家屋の問題については、いろいろと評価の内容が細かすぎるであるとか、行政の裁量権が過大に認められている項目があって、ダブルスタンダードが存在するという部分であったりとか、また評価に当たって、負担調整率というブラックボックス的な、何を基準にして調整しているのかという根拠がわからないことがあるという部分が問題であるのであって、その部

分については現行の制度の中でも、東京都の側に対して改善していくことを促すことができる問題ですし、あるいは税法上の問題については、課税の項目であるとか何とかというのは国の税法を変えてもらわなくては行けない、国に対しても注文をつけていかなくてはならない問題だし、また課税の間違いとといったものをなくしていくためには、賦課税から申告税に変えていくということも1つの考え方としてはあろうかと思うので、ただ単にこの書き方であると、どこの部分で評価・課税の仕組みが複雑であると言う理由としてはしっくりこないという感想です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇副会長、お願いします。

【副会長】 〇〇副会長から2点ございました。

1点目の環境税制として、いわゆる排出抑制だけではなくて財源対策の面という意味での環境税制ということで、ほかの県などでやっている森林環境税のようなものについても検討課題となり得るのではないかという御発言かと思えます。

確かにほかの県でいろいろなそういう税制を導入しているところはございます。これは、政策面でどういうことをやりたいという、例えば農林部あるいは環境部といった事業部局のほうから財政需要が上がってきて、それに対して財源を調達するという形で、森林環境税もしくは水源環境税あるいは緑化税という形で税が課されているのですが、税制としては住民税の均等割の引上げが非常に多いわけでございます。一部、そうではないところもございますけれども、税制としては単純な仕組みを使っているわけですので、むしろ税制調査会自体から出てくる問題というよりは、これは私の感想ですけども、政策課題という形で知事あるいは政策当局から出されてきて、それへの対応という形で税制を組んでいくというのが普通のやり方ではないかと思っております。まさに都政全体の課題としてどういう形で問題提起がなされているかということを受けて都税調で論じることがある、ということではなかろうかと感じております。

2番目の固定資産税の受益負担関係、いわゆる応益課税について、この書き方があまりにも簡単ではないかという、あるいは複雑な問題を書いている割には簡単すぎるのではないかという御意見かと思えます。確かにこれは非常に大きな問題をこの数行の中に押し込んでおりますので不十分であることはそのとおりであります。今回、「(3) その他の課題」と書きましたとおり、ここを中心に議論したわけではないので、その点を全面的に展開したわけではないということをお願いさせていただきます。

【会長】 〇〇委員が11時過ぎに退席しなくては行けないと伺っておりますので、何か御意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。今のことは異なるのですが、1点だけ記載の内容に気になった点があるので申し上げます。

23ページの上から2つ目のポツで、自治体の財政力を税収の大きさだけで判断することは適当ではないという書きぶりになっております。これは恐らく法人二税の人口一人当たり税収額の規模で税源が偏在しているということを念頭に置いた書きぶりかと思うのですが、財政力そのものは財政力指数に象徴されるように、財政需要との見合いで税がどのぐらい入っているかということで測定される側面があるので、これは誤解を招く可能性があると思うのです。

一人当たり税収額というところの偏在性によってのみ、それを判断すべきではないということがわかるような表現に工夫しておくほうがいいかなと思ったところです。

【会長】 ありがとうございます。その点はまた御意見を伺っておくということでよろしゅうございましょうか。

どうぞ。

【副会長】 前段のほうの問題については、税制のことを考えるときに、全て何かの政策的な目的があつて課税をしていくわけであつて、その部分については、先ほどの自動車取得税の問題であるとか、化石燃料に対する環境税制についても、それは何かを抑制させるという政策意図がある。それと新たな政策課題に対応するための財源措置を分けるべきだということは、それはそれで一説だと思つていますが、全て何かの政策課題を実現するために、一般税、あるいは目的税は特にそうであるわけですが、いろいろな細かい税目についてはそういった観点も含んでいるわけだから、特段それを切り分ける必要はないのではないか。総合的に1つの政策目的の中でCO2排出抑制という形での抑制税制プラスそれに対する施策としての対応をしていくための新たに制度税制というものも、これはあわせて考えることにさほど違和感はないのではないかという感想です。

あと後段の部分については、これを重点的にやつたということではないということで、それならそれでいいわけですが、であるならば、直ちに理解できないような文言は逆に載せるべきではないと思います。複雑であるから、すっきりわかりやすいようにしたほうがいいというだけで、わかりやすくしろと言っているのだったら、文言の書き方もわかりやすくシンプルにしたほうがいいのではないかと思います。議論をしているのだったら、それは細かく書いたほうがいいし、していないというのだったらシンプルにされたほうがよろしいのではないかなと思います。

【会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

では、〇〇特別委員、どうぞ。

【特別委員】 先ほど〇〇特別委員からも指摘がありましたけれども、二重課税の部分で、21ページの中に自動車取得税の問題がございます。先ほど〇〇副会長からもありましたけれども、この自動車取得税に関しては、国のほうでも今回、地方財政にも十分配慮した上で見直しを行うという結論が出たわけでありまして。そういった中において、東京都として、地方税であるということを念頭に置かれて、さらに環境的な部分も十分踏まえた上での取りまとめだと思つてのですが、最後は負担軽減には慎重であるべきというような書き方になっております。この部分については、環境重視の政策誘導型の税制度構築であるとか、地方消費税の配分の問題等々に言及していくならば私も理解はできるのですが、この部分であえて負担の軽減には慎重であるべきというような記載をされたことについてどういった議論がされたのかということ。

私自身は、ここはあえてここまで述べられるのではなくて、先ほど申し上げたような点から議論がされることが望ましいと考えておりますけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思つております。

【会長】 それでは、お願いします。

【副会長】 この自動車取得税に関しては、今回、今後の主な課題ということで例示のように掲げさせていただいております。もちろん、自動車取得税だけではなくて、もっと大きい自動車税の問題もあつてございますが、おそらく自動車取得税の軽減あるいは団体、業界によっては廃止の要望が出されていると伺つております。それに対して、全国知事会などの地方団体の側は、そうではない、これは貴重な財源だということを主張されていると伺つております。

小委員会としては、ここについては特段この案を出すということについて異論があつたわけではございません。ただ、ここに書かれたとおり、税収中立を前提に、自動車取得税をより環境に配慮した地方税に組みかえるということは、負担を軽減するというより、むしろ傾斜配分という形で、より環境を重視したような自動車を優遇する形にシフトさせていくほうが政策体系としては整合性がとれているのではないかと。そういう認識では、小委員会の中では大体コンセンサスがとれていると思つております。

【会長】 では、どうぞ。

【特別委員】 今、〇〇副会長からお話をいただいたように、そういったことであれば、負担の軽減というよりも、具体的にそういった書き方をぜひ検討していただきたいと思つております。

以上です。

【会長】 ほかに。

では、〇〇特別委員、お願いします。

【特別委員】 中間報告ということで取りまとめ、本当にお疲れ様でございました。

今、取り組まなければいけない課題について、広く目配りしていただいて取り上げていただいているのではないかと考えております。私からも何点か申し上げたいと思うのですが、1点目は、基本的な議論に当たった前提ということでありますけれども、さまざまな税制を考えていく上で、どこかにプラスが生じればどこかにマイナスが生じることがございますので、そのマイナス部分に目配りすることは非常に重要なこととございますけれども、やはり外部不経済を内部化することも含めまして、公平な税制のあり方を考えるといった基本に立ちますれば、さまざまなマイナスをカバーするところは、また税制以外の方策も含めた施策でカバーすべきということもあるのだと思います。

そういったところにまで報告書の中でカバーするのであれば、税制以外のこういった施策でカバーすべきということまで具体的に書くことも含めて御検討いただいた上で、税制そのものに関しては原則にのっとり書きぶりを貫いていただきたいと考えております。それが1点目でございます。

2点目、消費税に関しては国のものに関する評価も書いていただいております。社会保障・税一体改革の地方税制という中の今後の主な課題のところ、個人住民税のことを書いていただいております。21ページのところでございます。この中で地方独自に所得金額を区分し、独自の税率構造を適用することも考えられるということも書かれてございますけれども、基本的に所得の差による再配分といったものに関しては、消費税の中でさまざまな複雑な軽減税率や複雑な制度を取り入れることよりも、所得関係の税制の中で調整することのほうがシンプルで望ましいのではないかと個人的には思っております。そのような中で個人住民税も1つの対象としてここでは書いていただいておりますのかなと拝察するわけでございます。

こうした形で消費税は消費税で当然さまざまな議論がございますが、消費税という税目だけに捉われない議論で、どういった負担が地域の住民にとって適切なのかといったあり方について、最終報告に向けて引き続き御検討いただければと思う次第でございます。

3点目、先ほども出ていましたが、リバース・モーゲージの話もございました。ここの書きぶりでも1つの課題として検討するような書きぶりになってございますけれども、実際に諸外国の主要都市と比べて、公共が所有している土地の割合が低い東京にあっては、さまざまな都市の改造、改革をやっていくに当たって、例えばヨーロッパの都市の中には90%以上を公共で持っているような都市はございますので、そういった都市と比較した場合に前提が大きく異なってくる部分になるのだらうと思っております。

そこでさまざまな施策をとるに当たって、リバース・モーゲージもそうでございますけれども、税と金融といった部分の連動が、今後の大きな課題として出てくるのではないかと考えております。ここのところはこういった形をとるべきかはまだこの場で御提案ということではございませんけれども、ただ、1点、気をつけなければいけないのは、リーマンショックのときも当然こういった形で進めてきた政府系の金融機関が発端になったといったような事例もございますので、この東京に当たって都市の改造に税を入れていく、そのバックアップとして金融を入れていくといった場合にどのような影響が生じ得るのかということについては、多少幅広になりすぎる嫌いもあるかもわかりませんが、目配りした上で議論していただくとありがたいと思う次第でございます。

以上です。

【会長】 では、〇〇副会長、どうぞ。

【副会長】 ありがとうございます。3点御指摘がございました。



東京都税制調査会として、税制以外の部分にどこまで触れるかということが1つの論点になると思います。もちろん、ここでは地方交付税については連動しておりますので、かなり詳しく触れさせていただいておりますが、確かに政策手段の役割分担という面がございますので、他の政策手段が充実していけば税制自体はより簡素にしていくというのが確かに理想的であると考えております。個々の問題に触れていきますと大変なことになりますので、総論的なところで触れることができればいいのではないかと考えました。

個人住民税に関しては、これは小委員会でもいろいろ議論があったところでございます。独自課税を行うときの税率体系についても、現行制度では、いわゆる比例税率ですので比例のまま税率を動かすことが前提となっているのですが、それ自体に累進性を持たせたらどうかといった議論もございましたので、そのバランスで書いているところもございます。これも苦心したところでございますので、ここからどういう形で話が進んでいくのかというのは、今、私も考えているところでございます。

あとリバース・モーゲージに関連して、先ほどもお話ございましたとおり、税制ということなのですが、しかし、資金の借入れと連動しておりますので、不動産価格が下落したときに、思っていたのとは違ってうまくいかないというケースが出てくる、というのは先ほど御指摘があったとおりでございます。

そういった場合、制度を仕組みるときにどう工夫していくことが可能なのかということですが、ここでどうするとは言えないのですけれども、そういう問題があるという指摘はできるのかと思っておりますので、問題提起をさせていただければいいのではないかと。今回、ここでは例示として挙げただけですので、もう少し本格的に検討が進めばそういうことも提言できるのではないかと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 小委員会でありながら小委員会ではしゃべっていないことをこれから申し上げるので、ある意味付け加えるということになるので申し訳ないのですが、この機会しかないかなと思ひまして申し上げさせていただきたいと思ひます。

改めて、きょうは知事からの諮問文を拝見して、その趣旨の冒頭に「グローバル化の進展により国際競争力が激化する中」という文から始まっているということでもあります。これを踏まえますと、グローバル化の進展ということ踏まえた文言がこの中間報告の中のどこにあるかなと思ひましたら、3ページの冒頭だけしかないということでもあります。グローバル化の進展に伴う税制の対応というのは非常に重要だと思ひしておりますけれども、残念ながら今の文章のままだと、3ページの冒頭に現状認識としてグローバル化が進展しているだけしか書いていないと思ひます。

やはりグローバル化の進展に伴う税制の対応というのは、最初に直面するのは企業にまつわる税制ということなのだろうと思ひます。ですので、その関連で私も既に小委員会では意見を述べさせていただいて、文言にも反映していただいている点で言いますと、20ページの3つ目のボツのところのあたりでありまして、「特に、活力ある経済社会を目指して、国際競争力を高め」云々ということにグローバル化を意識したような文言があるということなのかなと思ひしております。

何を申し上げたいかといいますと、実は資料1の中間報告(案)の概要には、グローバル化の進展という言葉は一言も書かれていない。諮問文との対応ということと言うと、それを盛り込むべきではないかと思ひます。

ただ、本文に書いていないことを要約だけに出てくるというのもおかしい話ですので、2つのことをパッケージで御提案させていただきたいです。今、申し上げた本文の20ページの文章で、活力ある経済社会を目指し、グローバル化の進展をにらみつつ、国際競争力を高めという形の文章にさせていただくとともに、概要の2ページの「①地方法人課税」の中に2番目の文がいいのかなと思ひますが、今は第2文は「地方税の基幹税の一つとして」と書いてありますが、その冒頭に「グローバル化の進展をにらみつつ、」地方の基幹税の一つとしてという

形に修文をしていただくのがよいという案を提案させていただきます。

【会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

これは小委員会のもとに分科会が設置されておりまして、今年度はその分科会の取りまとめがまだだろうと思うのですが、グローバル化あるいは企業活力、企業活動のあり方等が恐らく研究が積み重ねられているのではないかと思います。その辺も含めまして小委員長から。

【副会長】 本文の20ページに、グローバル化という文言をここに挿入するということにつきましては、今いただいた御提言、御意見を踏まえて修文に生かさせていただきたいと考えております。

概要のほうは、実は小委員会で検討しているわけではございません。これは事務局レベルでつくったものでございます。本文に合わせて内容をまとめることになると思っております。

今、会長からお話がありました分科会のほうは、企業活動に対するサービス、税負担のあり方ということでの分科会を実は立ち上げておりまして、それについての議論は進んでおりますが、まだ報告をまとめるところまで議論は進んでおりませんので、次年度それについてどうなっているかということについて御報告させていただきたいと考えております。

【会長】 それでは、ほかに御意見ございますか。

【委員】 いろんな観点から御議論し、まとめていただいた部分でございます。ただ、私も小さな自治体として今感じていることだけ少し申し上げさせていただければありがたいと思います。

特に東京都の場合には、不交付団体であるがゆえにいろんな制約を受ける。この辺の部分はその制約を撤廃する。特に法人二税の問題もそうでございますけれども、ある程度、収入があるからということで別な立法をされていますけれども、現実問題として首都東京の実態というのは、諸外国に比べても三環状、圏央道を含めて、ほとんど主要な国が完了しているのにまだ完了していないという実態。

東京都の中で、私もみたいな小さな町あるいは島についても、非常に大きな問題を抱えております。特に私も山梨県と境でございまして、山梨県の道路は大型バスがすれ違いできる道路が10年前にできています。私の町で17あるトンネルはバスが交換できません。また、都民の湖である奥多摩湖から小菅に抜ける道は大きなバス、大きなトラックは交換できません。

今年、ある県の視察に行きましたけれども、そこの農道は二車線道路です。そういう点で、交付税制度そのものの中にいろんな矛盾が含まれているということもどこかで議論してほしいと思います。山梨県の場合には、2分の1を国からもらい、交付税で算入されて、どんどんそういうインフラ整備が進んでおります。税金あるいは不交付団体だということで、片方ではその部分の財源手当てはないという実態をどう捉えるのかということを実態としているような議論をしていただければありがたいなと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、〇〇委員、よろしく願いいたします。

【委員】 熱心な御議論、ありがとうございます。

私も、今、税制の問題で言いますと、抜本改革が国民会議にまだ出てきていませんけれども、どう進展するか非常に注目しております。暫定措置のことについて関連して申し上げれば、暫定措置が入ったときの東京都の税収は大体5兆5,000億くらいで、相当の税収があったことは確かです。今はもはや4兆ちよつとということで1兆円ほど減っております。

加えて一人当たり税収額ということで随分知事会等でも議論されておりますけれども、新しい消費税の拡大によって税源偏在は改善する方向に行っていると思っております。そういうことを踏まえるならば、暫定措置については抜本的見直しとなっておりますので、それについてここでも書いてございますので、それが実現するこ

とを切に願うということであります。

加えて、消費税が入ったときに東京都に地方消費税がたくさん来るという議論がありまして、たくさん来るから、それに対して地方税制の法人課税の見直しというところで何か調整しようかという議論があるわけですが、〇〇委員がおっしゃったように、東京都には東京都の膨大な財政需要があるということも前提でございます。

加えて、今回の消費税の増は福祉に充てるということになっておりますけれども、顕在化していない高齢化需要というのは相当のものがございまして、これから10年ちょっとで高齢人口が純増100万人という事態がありますので、現在の高齢者人口だけでは捉えきれないものもあるということで、この辺についても私どもはしっかりと発信していかなければいけないと思っておりますが、それを税制上どういうことで言っていたかということについて言えば、この都税調に大変期待するところでございます。

あわせて、交付税とセットで考えないと財政力を測れないと思っております、交付税を入れれば一人当たりの一般財源は相当均てん化されるということもぜひ御理解いただいた上で、税としてどうあるべきかを発信していただければと思っておりますし、今回の中間報告はそのことを踏まえたものなっていると思っております。

最後に、〇〇先生からグローバル化についての言及がございましたが、グローバル化の中でこの東京都はどうやって生きていったらいいかというのは税制の問題としてもあるかと思っておりますので、東京の活力は今の交付税の原資を見てもわかりますように、法人関係税が全国に行っているというのも、東京の活力がそのベースにあると思っております、これらも踏まえながら、ぜひ先生方に御議論いただければと思っております。

以上でございます。

**【会長】** まだ御意見もあろうかと思いますが、これで本日の審議を終わりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

**【会長】** 本日、委員各位から頂戴いたしました御意見を踏まえまして、私と小委員長と事務局で早急に中間報告の最終案を作成し、次回の調査会に提出させていただこうと思っております。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

**【税制調査課長】** 第3回調査会は11月19日の月曜日、午前9時45分から、このS6会議室で開催させていただきますので、御出席方、よろしく願いいたします。

**【会長】** 以上をもちまして、第2回「東京都税制調査会」を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中を御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

どうもありがとうございました。

— 了 —